

第3回 基準認証・法務・資格TF 議事録
(法務省ヒアリング)

1. 日時：平成19年9月20日（木）10：00～11：30
2. 場所：永田町合同庁舎2階 共用第2会議室
3. 項目：新司法試験の在り方等に関する検討状況について
4. 出席：法務省 司法法制部 参事官 佐々木宗啓
法務省 大臣官房人事課付 山口 久枝
法務省 法務総合研究所 総務企画部付 梁取 一夫
規制改革会議 中条主査、福井委員、阿部参考人、山下参考人

5. 議事

○中条主査 暑い中、ありがとうございます。それでは、「基準認証・法務・資格タスクフォース」の第2回のヒアリングを開始させていただきます。

議事録をとっておりますので、後ほど当会議のホームページで公開ということになりますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、前もって質問させていただいた項目について、まずは法務省の方から御回答いただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

○佐々木参事官 本日のヒアリングにつきましては、法務省の方から3人で来てお話しさせていただきますと思います。

まず、新司法試験の関係につきましては人事課の山口の方から、次に、法科大学院修了者のあるべき司法試験の合格率とか派遣検察官の制度の概要については司法法制部の私、佐々木の方から、さらに、具体的な法科大学院に対する支援の関係につきましては法務総合研究所の梁取の方から御説明させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○山口課付 それでは、まず私の方から、新司法試験考査委員の選定方針についてと、第2回新司法試験の結果の概要について御説明申し上げます。

まず、新司法試験の考査委員の関係でございます。

○中条主査 ごめんなさい、どの資料を見ればよろしいですか。

○山口課付 資料の「再発防止策に関する司法試験委員会決定について」と題します書面をごらんいただければと思います。

このたび、新司法試験考査委員による不適正な行為が判明したところでありまして、その再発防止策が司法試験委員会において検討されておりました。その中では考査委員体制のあり方についても検討がなされたところでもあります。その結果、こちらのペーパーに記載したとおりの方針が決定されたわけでございます。

考え方の概要を御説明いたしますと、まず、問題作成に当たる考査委員の数を絞り込み、採点に当たって必要な考査委員の数を追加して任命することといたしました。そして、その問題作成に当たる考査委員のうち、法科大学院における教育に従事する人の数を絞り込むこととされまし

た。

具体的には、学者の考査委員を各科目 8 名から 3 名にするとともに、実務家の考査委員については、任期中法科大学院での指導をしない者に限ることとされました。

その結果、平成19年の体制との比較を申し上げますと、平成19年には、学者の考査委員は、必須科目、選択科目合わせまして合計75名おりました。また、実務家の考査委員は81名おりました。これらで問題作成に当たっていたわけですが、実務家の考査委員の中で法科大学院教育に従事していた者もおりましたことから、全体で考査委員101名が法科大学院教育に任期中従事していた状況にありました。先ほど申し上げました方針で平成20年以降、考査委員を任命し実行することにより、20年には、問題作成に従事する考査委員のうち法科大学院教育に従事する者の数が最大でも38名となることとなります。

そのほか、法科大学院教員である考査委員についても、問題作成に従事する期間中、次の新司法試験を受験することになる3年生や修了生の指導をしないこととされました。

なお、20年の新司法試験については、この秋から任命し、問題作成に従事していただくこととなりますが、この秋、つまり法科大学院で言えば後期あるいは秋学期のカリキュラムになると思うんですけども、それについては、既に決定していることなどを考慮いたしまして、いわば経過的に、正規の課程を担当することだけは差し支えないものとされたところでございます。

以上が考査委員体制に関する事項でございます。

続きまして、9月13日に発表されました新司法試験の結果について御説明申し上げます。「平成19年新司法試験の結果」と題します比較的分厚目のペーパーをごらんいただけますでしょうか。

平成19年の新司法試験は、新司法試験が始まって2回目の試験であり、未修者が受験する初めての試験でございました。合格者は、こちらに記載しておりますとおり1,851人でございました。さらに細かく申し上げますと、出願者が5,401人であり、このほか、受験予定者、受験者等が以下に記載してございます。

出願者5,401人ですが、これら出願者には、出願の時点で既に法科大学院を修了した者のほか、法科大学院を修了していない者も含まれております。平成18年度末、つまり平成19年3月の時点で法科大学院の課程を修了し受験資格を持った者が5,280人ということになります。これを受験予定者と呼んでおります。この受験予定者のうち実際に受験した者が4,607人でございました。

これらの結果につきましては、資料のとおり、9月13日に公表しております。御説明しました結果のほか、各科目の平均点や点数の分布、この資料の後ろの方についております法科大学院別の受験状況等について、既に公表いたしております。

参考までに昨年の結果を申し上げますと、昨年は2,091人が受験し1,009人が合格しております。

私からの説明は以上でございます。

○中条主査 申しわけございません、次の資料はどのように見ればよろしいですか。ここに一緒にしている資料は。

○山口課付 3枚目からの資料でございますが、これは、総合評価と申しまして、新司法試験の場合は、短答式試験、論文式試験を1対4の割合で合算しまして、その合計点で合否が判定され

ることとなっております。その総合評価の得点分布を表したものでございます。

○中条主査 これは上から順番に点数が書いてあるということですね。

○山口課付 はい。その次に出てまいります論文式試験の得点の人員調というのがございまして、これは、論文式試験、素点で申しますと800点満点なんですけれども、その論文式試験だけを取り上げまして、その得点別の人員を表したものでございます。

○中条主査 その分布ですね。それで、その後が科目別、それからその次に、法科大学院別の合格者数という表ですね。

○山口課付 はい。

○中条主査 それでは、一通り御説明を先にしていただきましょうか。

○佐々木参事官 引き続きまして、法科大学院修了者のあるべき司法試験合格率等につきまして、司法法制部の方から御説明させていただきます。

法科大学院修了者のあるべき司法試験合格率につきましては、御会議の先般のヒアリングでも申し上げたことの繰り返しとなりますが、司法試験は、法曹となろうとする者に必要な学識及び応用能力の有無を判定することを目的とする国家試験であります。したがって、その合否は、受験者が法曹となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有しているかどうかに基づいて判定されることとなりますので、実際の試験結果に基づくことなく、あらかじめ合格者の予定数を予想し、確定的な数値としてこれを示すことは性質上困難でありますし、さらに、法科大学院における厳格な成績評価と修了認定を経まして、法科大学院を修了した人が、新司法試験の受験者の母数の基本となりますので、新司法試験の受験者数は、法科大学院においてどの程度の成績評価と修了認定が行われるかによっても変化することになりますから、あらかじめこれがこうだという形で予測することはできない、ないし著しく困難だと考えております。

もっとも、司法試験委員会におきましては、受験生の進路選択上の便宜などから、そのような変動要因があつてそれによる変動もあり得ることを前提に、新司法試験の合格者数につきまして、本年6月22日に、平成20年は2,100人ないし2,500人、21年は2,500人ないし2,900人、22年は2,900人ないし3,000人という一応の目安の概数を提示してございます。これが資料としてお持ちいたしました「法科大学院制度と新司法試験等導入に向けたスケジュール」というところの下の方の欄に、どのような予定で合格者を増やしていくのかという目安の概数、一応の目安ですけれども、こういう形になっているということは、この資料に書いたとおりということになります。

また、先ほど山口の方から一部説明させていただきましたけれども、本年度の新司法試験の合格者数は1,851人で合格率は40.18%ということになっておりました。

次に、具体的な数字というものがどういふようなことになるのかという話なんです、司法制度改革審議会意見書には、「法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである」と記載がございまして、これは、その1枚めくっていただいた資料2のところの抜粋をつけてございまして、この文面からも明らかなように、法科大学院における教育内容及び教育方法に関する記述でございまして、新司法試験におきまして、法科大学院の修了者の7～8割が合格することを記述したもの

ではないと承知しております。すなわち法科大学院における厳格な進級管理を前提として、充実した教育が行われるべきことを求めたものであり、ここで言う約7～8割というのは、法科大学院が目指すべき相当のレベルを例示したものと考えております。

引き続きまして、新司法試験制度における予備試験のあり方についても御説明させていただきたいと思っております。

予備試験は、平成23年から開始される予定でございますので、予備試験のあり方については、現在まさに検討に着手しようとしているところでございます。ただ、その検討に際しましては、司法試験法とともに、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないよう、予備試験受験者、この制度を通じて司法試験を目指す、法曹資格を目指す者にも平等に門戸が開かれているべきであるという要請を十分に理解しておりますから、春の御会議の第1次答申と、それを受けた6月22日付閣議決定「規制改革推進のための3か~~年~~年計画」における、「本試験において資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配意しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで、実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利益に扱われることのないようにするなどの総合的考慮を行うべきである」との指針を踏まえまして、適切に制度設計等を検討してまいりたいと考えております。

次に、法務省と法科大学院の関係につきまして、現役、OBの裁判官、検察官たる実務家教員の派遣の具体的な状況について御説明させていただきたいと思っております。

これにつきましては資料3で、これは、官邸のホームページに載っているものを資料としてつけました。法律を読み上げるよりも、こちらの方がかなりわかりやすく書いてございますので、参考にしていただければと思います。

法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もって法曹養成の基本理念に即した法科大学院における教育の充実に資する。そのような目的のもと、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」、連携法と略称されますが、そういうものがございまして、その3条の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官その他一般職の公務員が法科大学院の教員としての業務を行うことを適切と考え、ここでまた「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」というものが制定されておきまして、必要な事項が定められております。この「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の中身が、この資料3ということになります。

ここで、教員として派遣されます裁判官、検察官は、派遣期間中もその身分を保有する点では共通しますが、派遣形態や報酬形態は異なることとなります。裁判官は、本来の裁判業務を行いながら、同時に派遣されるという形態しかございませんが、検察官は、そのようなパートタイム的な派遣形態のほかに、本来の職務を行わず、1校または複数校において教員としての派遣業務に専念するフルタイム型の派遣形態がございまして、このように、派遣形態が裁判官と検察官で若干異なっております。

お尋ねの報酬形態は、裁判官は裁判官としての給与を受けます。派遣を受ける法科大学院設置者は、政令で定める額を国庫に納付するということになります。判事は1日8時間で5万円、判事補は1日8時間で3万円ということが定額で定められてございます。検察官は、本来の職務に従事しない時間、つまり派遣時間分の検察官としての給与を減額されることとなりますが、その反面で、法科大学院設置者から相当額の支給を受けることとなります。検察官のこの相当額の支給というだけでは経済的な不利益が生じる場合を勘案いたしまして、国からの減額分のうち100分の50以内の支給措置の手当も規定されております。実際にもほとんどの派遣検察官がこの支給措置を受けているという状況でございます。

次に、派遣の現在状況は、現役者のみ把握しておりまして、OBにつきましてはきちんと把握していないのが実情でございます。現役者についてはどのような状況かということが、資料4の派遣状況の一覧表になります。平成19年度現在で、裁判官は56の法科大学院に対しまして71名を派遣しております。検察官は、45校に対して26名派遣してございます。この派遣している学校と派遣される人数の間に違いがありますのは、裁判官の場合は民事、刑事がありますので、1つの学校に民、刑、2人派遣しているということがある関係でこのような形になります。検事の場合には、1人で複数校に派遣されている形がありますので、このような数字の違いが出てまいります。

この裁判官と検察官の報酬形態、派遣形態が、特に報酬形態が違いますのはどういうことかと言いますと、裁判官の場合、憲法上の報酬減額の禁止ということが憲法80条2項などに定められておりまして、厳格な身分保障がございまして、そこで、教授職を行っているからといって減額するのが相当でないと考えられまして、特殊な取扱いが裁判官の場合には定められているという理解をしております。

以上が派遣形態の具体的な内容の御説明です。

○梁取部付 法務総合研究所でございます。私の方からは、私どもで作っております法科大学院向けの教材について御説明させていただきます。

法務省では、御案内のとおり、法科大学院に現職の検察官を教員として派遣するなど、法科大学院の教育に対しての協力を行っております。そのような協力の一つとして、私どもでは、法科大学院向けの教材を作成しているところでございます。

私どもが作成しておりますのは、法科大学院向けの刑事系科目用の教材でございます。その中身ですが、法科大学院におきましては、法理論教育を中心としながら、実務との架橋を意識した教育がなされていると承知しておりますので、事実認定の在り方など、現実の刑事事件で問題となり得る事項を盛り込んだ教材の作成を心掛けているところでございます。

参考までに、法科大学院の学生が使用する実物を幾つかお持ちいたしましたので、ごらんいただければと思います。具体的には、実際にあった事件の捜査、公判の記録を参考題材といたしまして、これらの記録と類似した形式を用いて、様々な争点を盛り込んだ事件記録教材や公判演習教材などを作成しているところでございます。

事件記録教材と申しますのは、実際の記録に類似した形式を使いまして、捜査の端緒からの流

れに沿いまして作成したもの、公判演習教材といたしますのは、簡単に申しますと、法科大学院での模擬裁判での授業で使用されることを念頭に置いて作成したものでございます。これらの教材につきましては、その内容が公になりますと、題材とした事件の関係者のプライバシーの保護の観点ですとか、また学生が法科大学院での講義の前に教材の内容を知ることが可能となって、法科大学院が教材を使用するのに際して障害となるなどの問題があるため公刊はしておりません。また、法科大学院での講義目的以外での使用や学生が第三者へ譲渡、貸与することも禁止させていただいております。

これらの教材につきましては、派遣されております検察官の教員だけではなく、他の実務家の教員や研究者の先生方にもお使いいただけることを前提に、希望されるすべての法科大学院に提供しているところでございます。もっとも具体的に法科大学院において、派遣されている検察官を含めてどのような授業をされるか、またこれらの教材を実際に授業でお使いになるかどうかは、それぞれの法科大学院の先生方の工夫と御判断にお任せしているところでございます。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

○中条主査 ありがとうございます。

それでは、こちらから幾つか質問させていただきます。時間が11時までということで要領よく進めたいと思いますが、まず最初に、再発防止策に関する司法試験委員会決定について、1つ教えてください。最終的に、平成20年の体制では、やはり38名の方が法科大学院で指導する、継続するという形になるということですか。

○山口課付 そうですね、38名は学者の委員であり、法科大学院で指導されている方が恐らく大半となるということが見込まれると思います。

○中条主査 それだけの方が残ったという理由はどういうところにあるのでしょうか。

○山口課付 大きく分けて2点あると思われまして。1つは、司法試験の問題作成や採点に当たっては、学問的あるいは理論的な見地からの検討というのが不可欠であると考えられるところ、また、新司法試験におきましては、いわゆる連携法もございまして、法科大学院教育を踏まえたものでなければならないとされておりますので、法科大学院教育の現場で実際に教育活動に従事しておられる先生方に、問題作成あるいは採点の場面におきまして、その御意見を伺いながら試験を実施していくということが不可欠であると考えております。

○中条主査 であるならば、なぜその38名に減らしたんですか。

○山口課付 基本的には、今回の件が起こったことを踏まえまして、どのようなバランスを取るか、つまり試験の公正さ、あるいはそれに対する信頼を確保しながら、連携法の理念、司法試験の適正な実施を行う、その両者のバランスをどのように取るかという問題ではないかと考えております。

○中条主査 そうすると、法務省としては、現実に法科大学の教員が考査委員になることは否定しないということでしょうか。

○山口課付 それが必要なことであるという認識の上で、このような決定がなされたと承知しております。

○中条主査 そうしますと、例えば「慶應義塾大学の大学院法務研究科の教員を、新司法試験審査委員として推薦しないこととする」というのは、慶應の法科大学院ではそういう必要はないとお考えになったということですか。

○山口課付 これは、今回の件が、当該法科大学院において、その学内の教室において当該法科大学院の学生のみを対象として行われ、また、当然、当該法科大学院の教員によって行われたというような状況にかんがみまして、このような措置が決定されたものと思います。

○中条主査 それは、当該教員がおやりになったことについて、それは不適正な行為であるということですよ。

○山口課付 はい。

○中条主査 ということであれば、ほかにはそういうことはなかったということですね。

○山口課付 今回このような事態を受けまして、全審査委員に対しまして、疑念を生じさせ得るような行為が行われていないかどうかということについて、問い合わせをし、また、そのようなことを行わないよう再度の注意喚起をしたところでございます。

また、そのほかに問題ではないかとされたようなもの、あるいは、文部科学省において行われた調査の結果からの情報提供なども踏まえながら、不適正な行為がほかになかったかどうかということについて検討し、ほかにはないと判断したところでございます。

○中条主査 ほかにはないのにもかかわらず、なぜ慶應義塾の教員を全員推薦しないということにされたんですか。

○山口課付 先ほども申しましたとおり、これは、慶應義塾大学の中で行われたことであり、慶應義塾の教員によって行われたことでもある。そういった事情を踏まえて、このような結果となったと思います。

○中条主査 それは、植村さん個人の話ではなくて、慶應義塾全体の責任であるからということですか。

○山口課付 明確に、責任があるという断定をしているものではないと思いますけれども、そういった事実関係、今回のことが慶應において行われたことなどの、先ほど申し上げた事実関係を踏まえた判断であると考えております。

○中条主査 そうすると、慶應義塾の教員はみんなこういうことをする可能性があるから、そうしないようにしましょうということですね。

○山口課付 慶應の個々の先生方に、具体的にその可能性があるというところの明確な判断をしたわけではないとは思いますが。

○中条主査 その可能性があるから、だから全員一応お控えしていただきましょう、そういうことですよ。であるからこそ、ほかの大学についてもその可能性があるから、これだけの人数を少なくされたということではないんですか。

○山口課付 法科大学院の先生が問題作成をするということについて疑念を生じさせかねない面があるという御意見が強くあるところでございまして、それに対しての一定の配慮をしつつ、先ほど申し上げましたような連携法の理念を実現するような司法試験を実施するというものの、い

かにバランスを取るかという結論が今回の決定でございまして、法科大学院で指導される先生につきましても、先ほど申し上げましたように、3年生の修了生に対して、指導しないというところまで定めております。

○中条主査 当該教員が慶應の先生でありますから、そこで起こったことというのは、それが起こった大学において、もしかしたら組織的に行われていたかもしれないということで疑義を受けるということで、しばらく御遠慮ください、これは、私は理解できる話だと思うんですね。かつ、同時にこういったことはほかの法科大学院でも行われているであろうから、教えている方が審査委員になるということも、これもやめましょう、これも大変に明確な論理だと思うんですね。であるならば、なぜ全員がだめにならないのか。なぜここに38名という方が残るのか。明らかに、残ったところは有利になりますよね。

○阿部参考人 バランスと言われますが、大学での学習成果を問う試験である以上は、研究者、教員が審査委員になることは必要ですが、研究者、教員が法科大学院しかいないと思込んでいるようにみえますね。学者の審査委員の数を絞るといっても、学者は、別に法科大学院で今教えているばかりではなくて、経済学部にいる先生もいれば、ただの法学部において法科大学で教えていない先生もいます。それから、実務家と学者と完全に分けているけれども、実務家であり、かつ学者であるという人も何人もいるので、そういう人をお願いすればいいと思います。それを全部外して、学者と言えは法科大学院しかいないと思っているから、こういうような利益背反構造がまだ残ってしまうと思うんですね。

○中条主査 私の質問したいことは、まさにそういうことなんです。

○阿部参考人 法科大学院以外の先生を外しているけれども、幾らでも審査委員の資格がある立派な先生は残っているはずですよ。

○山口課付 先ほど申しましたように、法科大学院教育に従事されている方、それは現実に、例えば法科大学院の指導の中で、具体的にこういったことは教えるけれども、ここまで実務的なことまでは踏み込んで教えないとか、そういった現実の感覚というものを、当然、法科大学院教育に従事しておられる先生はお持ちであると考えられます。そういった先生に、新司法試験の内容について御意見をいただくような機会が全くないとなりますと、例えばですが、過度に実務的な問題になったり、理論的な検討が必ずしも十分でないようなことが起こる恐れもあると考えられると思います。新司法試験の内容が、法科大学院教育の現実の現場の状況に沿ったものとなるためには、やはり現実に教えておられる先生方の協力が不可欠ではないかと考えています。

○阿部参考人 それはそうだけれども、当該年度に法科大学院で教えていなくても、法科大学院と法学部の先生を行ったり来たりしている方も結構ありますよね。だから、昨年度まで法科大学院で教えて、今年度は審査委員になるから学部に移るといって先生をお願いするとかね。審査委員になる年は法科大学院で教えないで学部に移るといって措置を講じてもらえばいいはずなんです。

○福井委員 学者審査委員、これは法科大学院に在籍中の学者に限るという意味ですか。

○山口課付 いえ、それは限る趣旨ではありません。

○福井委員 中に法科大学院の人も含まれていた方が現場の実情がわかる、そういうことですね。

すべてが法科大学院在籍中でなければならぬというほどではないわけですね。

○山口課付 はい。

○中条主査 バランスとおっしゃるけれども、一気に全部やめるとなったら、これはいろいろと、法科大学院の方だって困るだろうし、そういう現実的なことを考えて、全部やめるのは無理だから、取りあえず今年はここまでにしました、そういう話だったら理解できるんですけども、バランスとおっしゃる意味がよくわからないんですね。現実の教育というものについてのヒアリングをしたいのであるならば、意見を聞きたいのであるならば、さまざまなヒアリングの機会もあるでしょうし、そんなことを言ったら、すべての分野について、大学の教員がすべて審査委員をやらなければいけないという話になりますね。どのような職業分野においても。そんなことはどう考えたって無理な話であって、そういう情報というのは、それぞれの採用したいところがさまざまな形で意見聴取をしたり情報を得たりするわけですから、どうもそのバランスとおっしゃっている意味が私はよく理解できないんです。なぜ法科大学院についてだけそういうことが必要なんでしょうか。

○山口課付 先ほど阿部先生がおっしゃったような、例えば法科大学院で教えたり、法学部で教えたりされる教員がおられるとかというような御指摘もありましたけれども、まさに、ある意味では、一部そのような考え方を取り入れている部分というのはございまして、つまり3年生の後期に相当する部分に実質的にはなると思うんですが、問題作成中は、その3年生に対して、あるいは修了生に対しての指導をしないということは、つまりその当該年度に受験してくるであろう層に対して直接指導しないということでありまして、そういうようなことをきちんと担保することによって、公正さに対する疑念というものは払拭できるのではないかと考えているところです。

○中条主査 ということは、私の理解が間違っていたかもしれませんが、これは、3年生のときには指導に当たらないという形で削っていくとこういう結果になったということですか。つまり、3年生のときには審査委員にはならない。3年生を教えている人は審査委員にならない。逆に言えば、審査委員になっている人は3年生は教えない。そうすると、どうしても3年生を教えないといけないという人だけを削っていったら、この38名になったということですか。

今の御説明は私は大変理解できる。3年生を教えないければそれでいいということで済むかどうかという話はちょっと置きまして、3年生を直接教えるはいけない。したがって、1年生、2年生とか学部で教えているのは、それは構わないという形で削っていったら38名になったということですか。

○福井委員 平成20年度は、まだ併存する場合がありますね。

○山口課付 経過的な状態ですね。はい。

○中条主査 要するに、38名だけはオーケーという根拠が、私はちょっとよくわからないということなんです。

○福井委員 漏えい確率を減らすというような考えはおありなんですか。学者委員が多ければ多いほど情報管理が難しくなるから、特に受験生との接点が多い集団である法科大学院教員の学者委員が多ければ多いほど、漏えいの発生の頻度は多くなるかもしれないから減らす、そういう考

え方はあるんですか。

○山口課付 多ければ多いほど、またそういう疑念を招く恐れはあると思われま

○福井委員 起こりやすくなる。疑念を招きやすくなると。

○山口課付 そういう考え方は前提としてはあろうかと思ひます。

○中条主査 それはそうかもしれないけれども、どういう基準でこの38名にされたんですか。

○山口課付 むしろ各科目でございまして、各科目少なくとも3名程度はそういった先生の御意見が必要であろうということで、その各科目3名、必須科目で言いますと7科目ございまして、それで3掛ける7。民法のみは4名ということにして、それに加えて選択科目は各科目2名ですので、むしろ各科目で最低限どの程度の人数が必要かという観点の方が、より大きい要素と考えております。

○中条主査 そうすると、それは、今おっしゃった人数を各法科大学院ごとにそれだけ選定されて38名になったということですからけれども、これだと少ないですよ。

○山口課付 申しわけありません、御質問の趣旨がちょっと。

○中条主査 各科目ごとにこれだけの人数は現場の状況を聞くために必要であると。そのときに、どの法科大学院の先生についてそのようにするかということ公平に考えるならば、各法科大学院すべてについて、その科目については3名です、あるいは4名です、その人数の人たちは審査委員にしないといけませんよ。それを、例えばこの科目については東大の法科大学院で、この科目については早稲田の法科大学院という形で採ってくるというのは、どういう基準でそういうことをされるんでしょうかということなんです。その選び方次第で、競争上非常に不利になる法科大学院が出てくるということではないですか。

○山口課付 前提としまして、審査委員がいることによって、現実の有利、不利があると思われること自体が、それ自体についての疑念を払拭するということがまず必要だと考えております。ですので、この例えば論文式試験については、その出題の趣旨を詳細に公表する、あるいは採点の結果どうだったかということについて公表し、出題が求めていたものはこういうものであるということをきちんと公表することによって、そういった疑念というものを払拭していく必要があるかとは思っております。

○中条主査 それならそれで、わかるんですけれども、そうであれば、何も審査委員になっている先生の数を38名に減らすことはないですよ。慶應義塾の場合には実際にちょっと疑わしいことをした先生がいたので、ほかの人もそういう可能性があるかもしれないということで、これはだめよと。それは理解できる場所でありまますけれども、今おっしゃったように、審査委員がいるということは有利はないということを今おっしゃったわけで、そうではないというのであれば、何も38名に減らす必要は逆にはないですよ。

○山口課付 現実には不公正になるかどうか、あるいは不公平が生じるかどうかという問題と不公正に見えるかどうかという外観の問題は、やはり分けて考える必要があるのではないかと思っております。今おっしゃったのは、それを一緒にした場合には、そういった問題意識は出てくるかとは思いますが、現実には、当然ですが、漏えい等があつては不公正が現実には起こると

ということになります。それが仮になかったとしても、公正らしく見えるかどうかということについての配慮も、当然試験を実施する中ではしなくてはならないと考えております。

今回の件も、現実には不公正があったというのではなく、不適正な行為があったことによって、その疑いを抱かせかねないようなことが起きたということでございますので、そういった疑念も含めて払拭していかなければならない。そういった観点から今回の検討がなされたものと考えております。

○福井委員 私の理解だとこういうことですね。まず、今回の考査委員による不適正行為を契機として、大学の先生、いわば法科大学院の受験生を指導する先生が受験生の国家試験問題をつくるという一種の利益相反構造が明らかになって、そのような何らかのゆがみの一環として事件が起きたのがきっかけにあるわけですね。その究極の防止措置は、今回もお出しいただいたような、受験生には接触させないというところはクリアな御判断だと思うんです。ただし、ちなみに、3年生とあるんですが、既習の2年生も入るんですか。

○山口課付 3年生という言い方をしましたけれども。

○福井委員 卒業年次という意味ですか。

○山口課付 そうです。

○福井委員 ということは、既習の2年生と未修の3年生と両方が入るんですね。

○山口課付 はい。

○福井委員 受験する年次の学年を教えないことによって、利益相反構造の大前提がなくなるように措置するのは、クリアな措置だと思うんです。

多分こうも言えるのではないかと思います。さっき質問したことにかかわるんですけども、そうはいえ、例えば1年生とか2年生、まだ考査委員の任期中に試験を受けることになるかもしれない人が潜りで教室に入っているのを完全に防げるかどうかわからない、というようなことを気にし出すと、ひょっとしたら、それでもまだ多少有利、不利が人によっては出てくるかもしれない。ということは、どうしたって法科大学院に在籍している先生が国家試験問題を出す以上、一種の不公平につながるようなことが起こり得る。だとしたら、リスクをできるだけ減らすために法科大学院の人は絞る。絞るときには、法科大学院の割当制というのは考えにくいでしょうから、御説明があったような考査委員についても厳選する。資質なり識見で厳選すると考えると、たまたまその結果がこういう数字になったとも言えるのではないかと思いますけれども、そういう理解はあり得るでしょうか。

○山口課付 はい。

○中条主査 それではさっきの御説明と全然違う。私は、3年生に対して指導を行うことを禁じるという、これは一つのやり方で、さっき福井さんがおっしゃったように、そこに漏れはあるかもしれないけれども、それでもって取りあえずは対応しますよというのは、それは一つの考え方だし、それで全部に対応できるとは思いませんけれども、一つ現実的なやり方だろうと思うんです。

だけど、それで38人になったというわけではないというお答えだったので、では、何で38人に

減らしたんだ、そこがよくわからない。

○福井委員 やはりリスクーということはあるのではないのでしょうか。人情として、法科大学院の先生は、ふだんから受験生の必死の姿を目にしていますから、どうしたって、3年生に講義ではやらなくたって、部屋を訪ねてくる次の年次の受験生がいるかもしれないですから。

○中条主査 それはいろいろあるかもしれないですけども、それは、コストとベネフィットの問題なんだから、ある程度はしょうがないよね。だから、それもだめだというのだったら、法科大学院の先生は全員もう考査委員にならないという形にすべき。

○福井委員 ただ、法科大学院教育が功を奏しているかどうかを新司法試験でチェックするという建前があるので、全然情報が入らないと、またやりにくいかもしれないとも思うんです。

○中条主査 けれども、それは普通の就職活動はみんなそうではないですか。

○福井委員 それはそうですけれども。

○中条主査 いろいろな職業につく人を、みんな大学の教師が把握していなければいけないんですか。

○福井委員 創成期だからということはあるでしょうね。

○中条主査 現実的なことを考えれば、私は、やはり3年生には指導しないことにしておく。そうすればクリアな話です。そこは評価するんだけど、その結果38名になったらいいんだけど、何かその後が、どうやって38名に減らしたのかというのが理解できない。これ、減らし方によっては、法科大学院相互の競争条件を非常に不平等にする形になる。

○福井委員 学者3名なり2名というのを各科目ごとに選ぶときは、法科大学院の地域バランスなり、あるいは国立、私立バランスという考え方を取られるわけではないですね。

○山口課付 もちろん考査委員としてふさわしい知識や経験を備えた先生を選任するということが、まず大前提であると考えております。

○中条主査 それは法務省が審査されるんですか。この識見とかそういうことは。

○山口課付 司法試験委員会において推薦する方を決定した上で任命します。

○福井委員 そこをもうちょっとお聞きしたかったんですが、結局、考査委員に選ばれる方が、識見がおありでモラルも高い方でないと、国家試験として公正さを疑わしめるということがあり得ると思うんですけども、その選び方の基準は、今おっしゃったように学識なり知識、経験全般を総合されるということがまず第1基準ということですね。

○山口課付 はい。

○福井委員 そこについては、これまでの、かなり数の多かった出題も兼ねる考査委員の時代と比べて、今後は厳正に、専門的能力なりについてきちんと、より徹底して審査していただくという方向になるのでしょうか。

○山口課付 従前も、やはりそれについては、当然、考査委員にふさわしい先生方というのを知識、経験を勘案した上で総合的に選任させていただいているところですので、それについても今後、同様に司法試験委員会において推薦していただくことになろうかと思えます。

○福井委員 そのときに、従来の考査委員の選任については、確かにそういう建前でやっていら

っしゃるということは理解できるんですが、とはいえ、個別の科目ごとの特定考査委員等について、さまざまな情報や批判の中でも、この方に例えばどれほどの論文や著作などの御業績があるのかどうかというような批判も耳にすることがあります。そういう意味で、考査委員の御経歴とか学識、あるいは少なくとも近年の、10年以上前ではなくても、ここ4～5年以内にどういう専門分野についてどういう優れた業績をお持ちなのかについて、事前に一定の基準をつくられて公表していただいて、しかも選ばれた方について何らかの根拠となる資料なり説明をつけていただく。例えば、選定された考査委員についての過去5年以内の著作、論文のリストですとか、それについての何らかの評価なり検証があるのであればそういう事実です。そういう形で情報開示を進めていただくことは、考査委員の品質もモラルも高めることにつながると思うんですが、いかがでしょうか。

○山口課付 御指摘の研究業績につきましては、考査委員として選任する場合の一要素にすぎませんので、それのみをもって選定基準とすることは困難かとは考えております。しかしながら、もちろん逆に申しますと、一要素であることは間違いないとは考えております。

○福井委員 ほかの要素としては、例えば、業績以外ですとどういう基準ですか。

○山口課付 研究の経験ですとか、あるいは教育者としての経験年数、実績等も勘案されるものと考えております。

○福井委員 教育の場合は、年数が長ければいいということにならなくて、恐らく教育して、その教育の成果として学生がどれぐらい身についたか、国家試験に通ったかとか、あるいは学生がその教育者をどの程度立派な教育者として評価していたかという学生評価とか、そういうものに基づかないと、年数だけでは決めがたいですね。とすると、恐らくそういう要素はなくてはならないと思いますか、もちろんあってもいいでしょうけれども、一番客観的に判断しやすいのは、一種の公表された研究業績、これは研究者であればだれもが持っていないとおかしいはずのもので、しかも理論的で、しかも古い時代の海外の事情に明るい、そういうことを中心とした専門家の方々も法科大学院で出題されることになればミスマッチでしょうから、研究の内容が実務法曹にふさわしい領域の法的論点を涉猟されているということも、重要な要素でしょう。

そういうことも含めて、ある程度客観的に判断できる要素は、どれぐらいのシェアかはともかくとして、事実としては存在しているはずですので、少なくとも事前に一定の基準を示していただき、できればそれを事後的に、選ばれた方について、隠すいわれもないでしょうから、最近の業績については公表していただく。もちろん何らかの形で指標化なり客観化なりできるのであれば、教育歴などについても、一定の基準としてこういうことを満たしている、ということは公表できるのではないかと思います。そういうことも御検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○山口課付 御意見を承りまして、今後検討したいと思います。

○福井委員 よろしくお願いたします。

それから、さっき詳細な出題趣旨とか採点基準については、これまでよりもさらに充実した形で

公表していただけるという理解でよろしいでしょうか。

○山口課付 かつての旧試験に比べましたら相当充実した内容になっているものと考えております。

○福井委員 今後はさらに詳しくなると考えてよろしいですか。

○山口課付 今後も、考査委員の先生方の御意見を踏まえながら、そのあり方について検討してまいりたいと考えております。

○福井委員 今回いただいた9月13日付の「再発防止策に関する司法試験委員会決定について」の別紙の一番下の5番に、任期中、任期後にわたって、考査委員は、解答作成方法を指導したり、解答を採点・添削指導したりすることはしないというのがあるんですが、これと今の、終わった試験について出題趣旨や模範解答や採点基準をどれぐらい詳細に示すのかというのは大きく連動すると思われるわけです。すなわち、もし考査委員の出題趣旨なり、あるいは採点のときの基準なり、模範解答がかなり詳細に、個別の考査委員の頭の中、心の中にとどまらずに、司法試験委員会ないし法務省として天下公知のものとしておかれるのであれば、逆に考査委員が、それを気をつけて漏らさないようにしなくてはとして、一生悶々として秘密を抱いていかないといけないというような度合いは非常に小さくなると思います。またそれは、出された問題について、どういう意図で出したか、模範解答がどうだったかを示していくのは、国家試験のあり方として決して悪くない方向だと思います。

だから5番は、暫定的にこういう倫理義務を課されることは理解できなくはないんですが、将来的には、事後の解答なりについての情報が詳細で、しかも公共財として明らかにされることによって、こういうことにわざわざ気を使っていたら責務は減少していくのではないかと思います。いかがでしょうか。

○山口課付 先ほどの御指摘の点と同趣旨だと思いますので、検討したいと思います。

○福井委員 御検討いただければと思います。

それから、法務省と文科省ないしは法科大学院との関係ですが、つい先般、文科省からこの場でお話をお伺いいたしましたら、法務省には、法科大学院生の、例えば入試の成績や適性試験の成績とか在学中の成績、あるいは卒業試験の動向などについて、まだ全然御提供なさっておられない。それについては個別に提供する意思、少なくとも法科大学院側の意思に反して一律に求めるつもりは余りない、という御趣旨のお話があったんですが、法科大学院の学生の属性を新司法試験の成績と関連させて分析するとか、あるいは司法研修所のパフォーマンスと比較してこれを分析するというのは、昨年来の規制改革答申の中にも書かせていただいておりますし、政府として方針になっていると思っているんですが、ちょっと文科省の御理解が違っていました。私どもは、それでは困るということを申し上げたところですが、この点についての法務省の、現時点での動向をどう把握しておられるか、これからどう対応されるかということについて教えていただけますでしょうか。

○佐々木参事官 御指摘の法科大学院の成績と司法試験の成績と司法研修所における成績というものが、これがどういうふうに関連しているかということを中心に分析して、どういう意味を

持つかということを中心に分析しない限りは、プロセスとしての法曹養成、法科大学院での勉強、司法試験での判定、そして司法研修所の仕上げの教育、これが有機的に、合理的に、効果的に動いているかどうかということが検証できませんので、これはデータを共通にしていく方向で法務省は努めてまいりたいと思います。

ただ、この個人情報保護法等のいろいろな問題がございまして、いきなり全部が開示されるということは、やはり法科大学院個々の問題もありまして、なかなかそこはすぐというわけにはいかないんですけれども。

○福井委員 別に個人の、A学生の成績がこうだったとかということは決して表に出る前提はございませんね。相関を見るために統計処理をされるだけです。それは個人情報の問題にならないのでしょうか。

○佐々木参事官 法務省では、個人情報保護法とか、その関連法規に反しないと考えているところがございますが、法科大学院によっては、そのところにまだ疑義があると考えているところもございまして、現在、その辺をきちんとすり合わせて交渉して、最終的には完全な連携検証ができるような形に持っていきたいと考えているところがございます。

○福井委員 それは当然そうですね。現時点、何か歩みが非常に遅いという印象、特に文科省からのお話ではそういう印象を受けたんですけれども。

○佐々木参事官 法律上、これは強制できるという形の法律はどこにもございませんので、やはり個々の法科大学院でございまして、このことによって自分の教育も向上できるという利点を理解していただいて、自発的に出させていただくという現在の構造になっておりますので、現在、鋭意そのところを御理解いただけるようにと努力しているところがございます。

○福井委員 むしろ法的義務として立法で明記していただくか、あるいは適格認定に関して、いわば国から莫大な援助や、あるいは優遇措置を受けている法科大学院が、試験の相関などを見るためにすら情報を出さないというのであれば、適格認定を取り消していただくとか、補助金を支給しないとか、あるいは強制権をもってでも情報提供させるようにするべきではないか、という議論についてはいかがでしょうか。

○佐々木参事官 その前段のいろいろな措置等の関係は文科省の所管になりますので、文科省においてしかるべくよい方向へ考えて導いていただけることを期待しているところです。

○福井委員 結局、法務省において法曹として必要な資質を担保するための国家試験を所管しておられて、そこに至るプロセスとして法科大学院が位置づけられているわけですから、法務省の行っておられる新司法試験に必要な教育をきちんと受けた方が参集しているのかどうかということ、これは国家的利害のはずですね。そこは文科省に対しても、法務省としてきちんと当たっていただかないとまずいのではないかと思います。

○佐々木参事官 現在、この連携検証のデータ提供をパイロット校方式で自発的にいただくという形で始めておりますので、これを次第に拡大していける方法で、現在何とかいい方向に向けようと努力しているところもございまして、それでそのパイロット校、自発的なデータ提供というものがもう完全に暗礁に乗り上げたという事態になったときには、また別の方法を考えなければ

いけないですが。

○福井委員 全法科大学院からデータが出ないと、例えば、出したいところだけ出すというのですと、司法試験自体のパフォーマンスあるいは司法研修自体のパフォーマンスが、法科大学院とどう関係しているのか全く検証できないのではないですか。要するに1校でも出さないところがあるときに、本当に教育の成功の程度ということを国家として検証できるんですか。

○佐々木参事官 確かにブラックボックス部分が多いと、これはきちんとした検証にはならないとは思いますが、できるところから現在始めています。

○福井委員 多いとか少ないというよりも、1校でもそういうデータが出てこない、法科大学院制度が全国においてどのぐらいのパフォーマンスで運営されているのかというのが完全には検証できないし、検証できない教育機関を出てきた人を優遇して国家試験で通していくということ自体が、国策に反するとも思うんですけれども。そこがどうも、少なくとも文科省からお話をお伺いした限りでは、法科大学院から一律にデータを出してもらうのは非常に難しい、とおっしゃるので、現行法で仮にそうであれば、法務省の連携法の権限を強化してでも、法務省から直接に法科大学院に対して必要な情報の提供を求める権限などを付与することも考えてもいいのではないかと思います。そういう法改正についてはいかがでしょうか。

○佐々木参事官 現時点では、現行法のもとで、運用でこの目的を達するべく努力している最中のごさいます。これが運用で解決することが全く暗礁に乗り上げるという事態になったときには、先生の御指摘の方向も検討しなければいけないかも知れないと。

○福井委員 基本的には、全法科大学院からきちんとして情報をいただくことを目指されるという理解でよろしいわけですね。

○佐々木参事官 はい。

○福井委員 万が一、何らかの理由で出せないというような法科大学院が出てきたときには、やはりそれは、当初の趣旨がなかなか全うしがたいことになるわけですね。そのときにはまたいろいろ御検討いただくということでよろしいですか。

○佐々木参事官 はい。そのことにつきましては、理想的な形になるように、文科省と協力し合っていて、とにかくきちんとして検証ができる方向に持っていきたいと考えてございます。

○福井委員 私どもも、それは非常に重要なことだと考えておまして、文科省にもそういう方向でお願いしているところですが、特に、元々の国家試験を所管されている法務省からも、文科省の方には、強く協力を求めていただければ、応援させていただきたいと思えます。

○佐々木参事官 ありがとうございます。

○福井委員 教材の件でよろしいでしょうか。

○中条主査 はい。

○福井委員 検察官の教員が使用されている教材の件ですけれども、これが何で回収されているかという理由で、さっき、1つは、これが個別事件だからということと、学生の教育の効率を阻害するからだという2点ございましたが、これを出版していただくなり、法務省のホームページで必要な修正を施した上で公表されるという方向で御検討いただく余地はありませんか。

○梁取部付 今のところ私どもの方では公表ということは考えていないのが現状でございます。一つは、先ほど申しました点ですけれども、やはり実際の事件を題材、ヒントとして使っておりますので、見る人が見れば内容がわかってしまう可能性があるということと、もう一つは、先ほどの法科大学院での授業の学習効果を阻害するのではないかという点です。提供している教材の使われ方としましては、手続の進行に合わせて教材を作っておるものですから、例えば教材の分冊形式になっているもののうち、第1分冊までを学生に配る。そして、それを学生に読ませて、どんな問題点があるのか、どのような証拠が必要なのかといったようなことをいろいろ考えさせるような使い方が考えられます。最初からそれを全部配ってしまい、内容があらかじめ学生に明らかになってしまいますと、学習効果が阻害され、非常に法科大学院の方での使い勝手が悪くなるのではないかという問題がございます。

○福井委員 検察庁内部の情報に限りだけ順番に配って、後ろの方を隠しておかないと学習効果が阻害されると言えるんですか。要するにほかの民事訴訟だって、行政訴訟だって、手続的な進捗状況に応じた教材などというのは無数にあるわけでありまして、そういうもののほとんどものは公刊されておりました、学生が先回りして後ろの方を読めば答えがわかるというような、そういう教材は、法科大学院に限らず、あらゆる国家試験向け教材や、あるいは小中高校、すべての学習教材においてあるわけですね。何ゆえに検察官の事件記録教材のみが、学生が先回りして読むと効果がないと言って取り上げる必要があるんですか。

○梁取部付 それは、法科大学院の方で教材について、どのような使い方をされるかですね。あらかじめ全部配ってしまうのか、あるいは部分部分に分けて配るのかというそれぞれの授業の進め方は、大学院側のお考え、工夫にお任せしているところでございます。

○福井委員 ということは、最初に全部配ってもいいわけですね。

○梁取部付 それは、法科大学院の御判断によって、担当される教員の御判断によって、その授業の最初にお配りすることは御自由だと思います。

○福井委員 保育園児や小学校低学年を相手にするならば、あなたが答えを見てしまうといけなから、お母さんが取り上げておくよ、というやり方があるかもしれないけれども、基本的には大人でしょう。法科大学院の学生は、成熟した大人の方ばかりなわけですから、仮に公刊されていて、見ようと思えば見られるところにあつたとしても、法科大学院の先生たちが、説得力ある論拠で、あなたたち、後ろを見てから勉強するのだと学習効果が非常に損なわれるから、悪いこと言わないから順番に、先生の言うとおりの進捗で見なさいよ、と言って、それでも見る人は、それは自己責任だと割り切るのが筋でしょう。そんなことまで、箸の上げ下ろしまで保育園児並みに過干渉で検察教材だけを行うというのは、ちょっとこれは近代国家の、まさに人権や法律論を担う方の養成に対するアプローチとしては、余りにパターンリスティックではないかという印象を受けますがどうでしょうか。

○阿部参考人 ちょっと伺いたいけれども、検察庁は、この教材を非公開でつくっているというのですが、これ以外に似たようなものを公刊していませんか。私の手元にあるのでは、これは法曹会を出していて、「刑事第一審公判手続の概要・参考記録に基づいて」というので、修習生に

教えるものですが、私も買っていて、ここに起訴状から、刑事事件の供述調書から全部出ているわけです。ただ名前をちょっと隠しているだけで。だから、この教材の名前だけ、甲野太郎やら乙野花子にしておけばいいので、あとは、もちろんそれでも特定できそうなもので、特にプライバシーが侵害された、著明事件であるなんていうものは取り上げないようにして。こんな覺せい剤事件なんて、その辺に幾らでもあるもので、僕も1回弁護したことがあるけれども、こんなものは、誰も、一々、何の誰兵衛の事件だなんて興味を持たないだろうから、固有名詞さえ外せば見当がつかないと思います。そういう形で、既にこれは出ているんだから、これとどこが違うのか。こちらの方は公にできて、こちらの方は公にできない、しかも後ろの方は見せられないという理由は何なのか。これを最後まで、後ろまで見てこそ勉強ができるんですけどもね。

○梁取部付 お持ちになっているのは、裁判所の方でお作りになったものではないですか。

○阿部参考人 どこでつくろうと、内容が同じなら、裁判所は表に出せるが、検察は出せない理由はどこにあるんですか。

○梁取部付 私どもの方では、あくまでも法科大学院への協力という法務省の所掌にのっとり作っておるところでございますので、広く公刊ということをつまみ、一般向けの自学自習用の教材を作って発刊するということまでは、法務省の任務とするところではないと思います。

○福井委員 そうではなくて、現に公刊されているものが、匿名にはしているけれども、ほとんど同じ内容だという御指摘を申し上げているわけですから、片方は裁判所がつくって、片方は検察がつくるかどうかなんていうのは、国民にとっても、受験生にとっても、我々にとってもどうだっていい話です。要するに公刊されているものが現にあるのであれば、検察の方でそれが何らかの個人情報に抵触するとお考えであれば、裁判所がつくっているものだって同じように抵触するはずですよ。そこに矛盾はないんですかということをお聞きしているわけです。

○梁取部付 裁判所がどういう整理をされて、どういうスタンスでお作りになっているかということは承知しておりません。ただ、私どもの方は、これは公開するということは、やはり事件関係者のプライバシー、それぞれの特定などの問題から、問題があると思います。

○福井委員 今、阿部委員から申し上げた教材については承知しておられないんですか。

○梁取部付 いや、存在自体は承知しております。

○福井委員 その内容が酷似しているということも承知しておられるわけですね。

○梁取部付 内容が実際の事件に酷似しているかどうかはわかりません。裁判所が何を参考にされているかはわかりません。

○福井委員 今おっしゃられた理屈によれば、これが個人情報なりの点で出回るとまずいというのであれば、裁判所から出回らせている出版物について、裁判所に対して抗議を申し入れて、違法だから回収せよとおっしゃらないとつじつまが合わないのではないですか。そこまでできますか。

○佐々木参事官 裁判所の教材は、恐らくプライバシーの問題がない形で教材をつくっているのです。

○阿部参考人 もちろんそれはそうです。

○福井委員 だから、そういう形で、この中の実名とかを外せばそうなるでしょうと申し上げているのであって、それでも何か個人情報なりの問題があるというような御主張をされるから話がややこしくなるわけです。それはいかなる根拠に基づくものかきちんと説明していただかないと。

○梁取部付 それは、先ほど来申し上げておりますように、プライバシーの問題もございますし、法科大学院での学習効果という点もあると思います。

○福井委員 学習効果まではさっき御確認したとおりで、基本的にこれを全部配っても構わないという扱いでしょう。法科大学院の判断で。そうであれば、それは公刊しておいて、あとは法科大学院の教員と、それから講義を受ける学生たちの自主的判断にゆだねれば足りる話で、検察庁が心配することではないでしょう。

○梁取部付 それは、法科大学院の学生さんがごらんになればいいだけの話であって、何もそれをすべて公刊して、広く国民の目に触れさせる必要はどこにあるんでしょうか。

○福井委員 では、お聞きしますが、予備試験で刑事の問題を解いて受けるという方がいらっしゃるということをどう考えるんですか。なぜ予備試験ルートの方には一切見せなくてよくて、法科大学院にたまたま在籍した人だけが見ていいんですか。新司法試験は両方が受けるというのは御存じですか。予備試験の方は法科大学院に定義上通っていない方です。その方が刑事の試験を受ける。新司法試験の中でですね。そういうときに、一方、法科大学院を出た方は、このような懇切丁寧な教材にアクセスできていて、予備試験の方にはアクセスさせないまま受けることになるということは、憲法14条に違反する疑義があると思いますが、その根拠は何ですか。

○梁取部付 法科大学院に入学せず、法科大学院の授業をお受けになれない方がいらっしゃるの承知しておりますけれども、確かに、法科大学院の授業を受けないことによって一定の法科大学院を修了した人との情報量の差は、当然出るんだと思うんですね。ただ、果たしてそれが不合理な差と言えるのかどうかと。

○福井委員 逆に、ではなぜ不合理な差と言えないとおっしゃれるんですか。これは、法科大学院で学ぶ上で必須だと考えておられるから使われるわけでしょう。

○梁取部付 ですから、そういった教材があれば、法科大学院での授業のお役に立つのかなと思います。

○福井委員 法科大学院の授業に役に立つということは、実務法曹として必要な資質の涵養に極めて有益だということを意味し、新司法試験でもそういう資質を見るのである以上、新司法試験における刑事法の問題を解く上で有利になるということをおっしゃっているにほかならないのではないですか。それがなぜ法科大学院にたまたま行かない方がアクセスできなくても、不合理な差異ではないとおっしゃられるのでしょうか。

○梁取部付 教材の内容ですけれども、中身は、法曹となろうとする人にとって、一般的な公刊物、法律図書によって学習可能な問題点を盛り込んだものでございます。ですから、提供の教材自体を参照するということは、司法試験の受験者にとって必ずしも不可欠なものではないと思いますし、その教材がなくても、勉強することは、市販の法律書などによって可能なのではないかと考えております。

○福井委員 では、なくてもできるような教材を、なぜ法科大学院すべてで、現役派遣検察官に限って使うんですか。

○梁取部付 いや、派遣検察官だけで使っているなどと言っていない。

○福井委員 では、なぜ法科大学院で広くこれが行き渡っているんですか。

○梁取部付 それは、法科大学院への協力ということは国の責務なので、その協力事務の一環として私どもで作っているということです。

○福井委員 それは、これが教育効果があるからだと考えるからでしょう。

○梁取部付 それは、教育効果があるかもしれません。

○福井委員 あるかもしれないというのでは詭弁ではないですか。必要だから使っておられるのだとすれば、その必要度が予備試験ルートの方には必要ではなくて、勝手に勉強すれば足りるとなぜ言えるんですか。矛盾していませんか。しかも、さらに申し上げれば、では、この事件記録教材等について、やはり個別事件の起訴状ですとか供述調書について、刑事手続を勉強するために非常に有益だと考える、民間の、法科大学院には籍を置かない研究者、まさにこつこつと在野でやっておられる研究者が、勉強したいと言われて、これを入手したいと問い合わせがあったら、どう対応されますか。

○梁取部付 そこは、法科大学院向けに作ったものでございます、ということでお断りするしかないと思います。

○福井委員 そうすると、法科大学院を出た方は、実務法曹になって、一般の被疑者や一般の犯罪について裁いたり、弁護したり、起訴したりする、最前線に立つ仕事をされるわけです。その方たちだけがアクセスしたところのある情報があって、それらを、一般国民や在野の研究者に対しては一切知らしめないでよいという合理性は何ですか。そんな特権的な情報の偏在が許されるとお考えですか。何ゆえに法科大学院に在籍したところのある人だけがアクセスできてよくて、刑事の問題について在野で研究しようというような方がアクセスしてはいけないのでしょうか。だれしも可能性のある、被害者になるかもしれない、あるいは加害者になる人もいるかもしれない。全国民の中には潜在的に。そういう方が刑事手続について理解を深めたいと思ってアクセスしようとしたら、たまたま法科大学院に行った人にしか見せないとならぬと法務省がおっしゃる。その根拠は何ですか。

○梁取部付 これは、先ほど来申し上げておりますように、提供した教材を使っての法科大学院での講義の学習効果ですとか、もう一つは、先ほど来申し上げているプライバシーの観点。

○福井委員 プライバシーについても、名前を匿名にして、もし事件の特定の人物を連想させるところがあるのであれば、そういうところは外す、ないしは、さっき阿部委員が申し上げたようにそういう事件は扱わないという形でアレンジすれば、簡単にどこに出てもプライバシーや個人情報の問題にならないようにできるではないですか。

○梁取部付 そこが、やはり教材を活用する法科大学院の側の授業のやり方という点で、公刊することによってマイナスの効果が生じる懸念があります。

○阿部参考人 もう一つ聞きますが、刑事確定訴訟記録法との関連はどう考えられるか。刑事確

定訴訟記録法というのではどういう仕組みかは御存じですか。

○梁取部付 そこは、教材作成のために参考にするという理由で、個々の検察庁から記録をお借りして参照させていただいているということでございます。

○中条主査 ごめんなさい、時間の関係もありますので、この点については改めて質問状を出させていただいて、御回答いただくということにさせていただいてよろしいですか。今の2点、特に、要するにプライバシーに関する問題があるんだよという、この辺の御趣旨ですけれども、これは、その部分をうまくそうならないように、裁判所から出ているものと同じように対応すれば可能ではないかというのが私たちの意見でありますし、それから、教材としてどのような使い方をするかというのは法科大学院に任すべき話であって、最初から後ろの方を隠しておく、余りそんなのは、多分、梁取さんも、そんなのは余り意味ないと思っておられると思うんですけどもね。でも、そここのところのきちんとした御説明は私たちとしても聞かないわけにはいきませんので、改めて質問させていただきたいと思います。

○福井委員 何よりも予備試験のルートの方との不公平はいささかでもあってはならないと考えておりますので、予備試験受験生がアクセスできない、ないしは一般国民の立場でアクセスできないような教材が、公権力の発動組織の内部から優先的に特定機関にだけ提供されるなどということは許されないものと考えます。公刊しないのであれば、こういう教材については廃止していただくか、完全にだれでもオープンなものにさせていただくか、どちらかを選んでいただきたいと思っております。

○阿部参考人 これは、今まで司法研修所がこのやり方を取っていたから同じだと思込んでいるんでしょう。従来は、司法研修所のルートが一つしかなかったけれども、新司法試験受験は、法科大学院と予備試験と2つルートがあるから、片方だけでこれを見せるのは誤りだというのが福井委員の主張だし、さっきの刑事確定訴訟記録法では、原則・閲覧、例外・閲覧禁止とやっていますから、その例外・閲覧禁止に当たるものはここではつukらない、閲覧できるものはここでみんなに見せるという形で、この法律と整合するように整理されればいいと思うんですね。

○福井委員 あと一つだけお聞きしますが、例えば、私も刑事法についても一定の研究をしているんですが、これを手に入れたいと言われたら、やはり拒否されるわけですね。

○梁取部付 今の段階ではそうなると思います。

○福井委員 わかりました。大変勉強になりました。

○中条主査 今の段階ではね。でも、前向きに検討してください。

11時をかなり過ぎておりまして、次の会議もございますので、山下さん、何かありましたら手短かに。済みません。

○山下参考人 お招きいただき、誠にありがとうございます。時間も押し迫っておりますので、端的にお答えいただければと思いますが、この場で即答できないものについては、調査・検討していただき、主査に後ほどお伝えいただければと思います。

さて、「審議会」をはじめとする「司法制度改革の議論」を振り返ると、多様な価値観の事後チェック型の法化社会を実現するためには、法曹人口の適切なボリュームが求められ、法曹養成

システムの改革はその要となります。法律によって義務化されている司法修習は一点突破の司法試験の合格者を対象にして最高裁判所所管の司法研修所で修学させてきましたが、法科大学院が法曹養成の一翼を担うことになったため、今までの司法修習の一部は司法試験を受ける前に法科大学院で修得していることとして司法修習期間を短縮させました。従って、多様な法曹人材が、厳格な評価を受ける法科大学院、司法試験、最高裁判所の司法研修所における司法修習を通じ、養成されることになりました。勿論、諸般の事情で法科大学院に行けなかった予備試験の合格者も、司法修習を終了すれば法曹としては同じです。

なお、法曹の活躍する多様な分野を考えると、企業法務への進出に限らず、外交官や行政官など国家や地方の公務員としても期待されるでしょう。東大の学長を務められた佐々木毅先生は、法学部長に就任される前から統治機構を支える司法の役割に注目され、司法制度改革の推進役として法曹養成に関してもご意見を賜わってきましたが、学長に就任されてからも法科大学院終了者の多様な進出分野に関心が高く、司法試験と国家公務員試験のあり方等も含め人事院の意見に耳を傾けられる等、司法制度改革と人材養成にご熱心でおられたかと思います。多様な法曹の養成という意味では、今は外交官試験はなくなりましたが公務員試験等も念頭に置いて司法試験の科目の検討等もされているのでしょうか。語学や「法と経済」、また、「環境学」、「不動産登記」等の分野はいかがでしょうか。

既に、官邸のホームページでは、特許弁護士の英語訳にあたるパテントアトニーを日本では弁理士(ベンリシ)として紹介し、また、簡易裁判所の代理権を持つ認定司法書士も誕生しています。代理権を付与された国家資格者の果す役割は極めて重要であり、隣接法律専門職種と呼ばれる国家資格者の中で弁理士や司法書士を「法曹に準じる」法律家(ロイヤー)と言っても過言ではないと思いますが、ご所見があればお聞かせ下さい。

手短にお願ひできればと思います。

○佐々木参事官 まず、法律家、弁護士資格が今の話の前提だと思うんですけども、その取得者が公務員あるいは民間企業に大量に入っていくということについては、この司法制度改革の趣旨の一つでございますので、その方法は、どういうことをすれば、それは勢いよくそういう職域に流れるのかというのは検討している段階なんですけど、まだ結論が見つからない、なかなか難しい問題だと。雇いたい、雇われたい、だけれども、どこかが食い違っていて、現在その方向に人が流れていない。そういうところを今どうしてそういうことになっているのかということ进行分析し、それを改善する策というものを検討しなければいけない段階だと考えております。

試験制度についてどうするかということも、これも将来的には一応検討していかなければいけない問題の一つなのかなと私個人的には考えてございます。

それから、法曹の範囲、いかなるものが法曹であってというもの、これも大きな議論であり、いずれはきちんと整理をつけないといけない問題なのではないか。それが法曹イコール弁護士ということになるかどうかはまた別ですけども、我が国にはいろいろな士業がございますので、それをどのような形で、どのように考えていくのか、これは一応検討していかなければいけない課題だと考えてございまして、そのいずれも検討中、検討課題だという程度しかまだ進んではお

りませんが、考えてまいりたいと存じます。

○中条主査 この難題は大変大事な問題で、これから何度も御議論させていただかなければいけないかと思っております。

○阿部参考人 一つだけ、合格率のたぐいで、科目別の合格率を出していただけないかな。要するに選択科目の科目ごとの受験者と合格者の比率、これがわからないと選択科目の難易度がわからない。それだけのデータを是非公開してほしい。今日出されたいろいろなデータ、これ全部公開されているんですか。1番からビリまで、名前を消して、何点取れたというのが全部公開されていますか。

○山口課付 選択科目別の合格者数というのは公表してございます。

○阿部参考人 それは別。受験者に対して何人合格したかというのも出してくださいと言ったのと、後ろの方にいっぱい表があって、1番からビリまで、何点取れたというデータがありましたね。これも公開されているんですか。

○山口課付 はい、公表しております。

○阿部参考人 これは公開。では、その最初の方。

○山口課付 受験者の方も科目別に公表しております。

○阿部参考人 いや、科目別に、受験者数に対して何人合格したと。

○山口課付 受験者数も選択科目別に公表しております。

○阿部参考人 ここに書いていなかった。

○山口課付 合格発表時に公表したこの資料には載っていないんですけれども、受験者数は、受験者が固まった段階で適宜公表しております。

○阿部参考人 ばらばらにやられたらわかりにくいので、租税法は何人受けて、何人合格して、合格率は幾らで、倒産法はどうで。倒産法は合格者数が非常に多いけれども、受験者がめちゃくちゃ多いから案外やさしくないんだとか、いや実はすごくやさしいんだとかというのがわかるような情報をここで一遍に出していただけないですかということ。

○福井委員 後ほどそれは整理していただければ。

○中条主査 改めて、必要な、欲しい情報については、まとめてお願いして、統計を取っておられないものは取っておられない、それからあるものについては、大変ご苦勞ですけれども、御提供いただくということをお願いしたいと思います。

すみません、時間を超過してしましまして申しわけございません。では、これで今日は終わりにしたいと思います。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

(以 上)